



令和9年度 放課後児童クラブ利用案内



放課後児童クラブとは、保護者（父母・祖父母等）の就労等により、放課後に家庭で過ごすことが難しい児童を対象に、授業終了後の生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健やかな成長を支援します。

なお、申請にあたりましては周りに協力者がいない等、どうしても児童クラブが必要な方が利用できるためにも、祖父母・親族等に保育をお願いできる方は、利用について御配慮いただきますようお願いいたします。

☆申請書類の配布開始	令和8年9月28日（月）～
☆申請書類の配布場所	健康こども政策課（太子町保健センター内） だいき放課後児童クラブ 太子町ホームページからダウンロード
☆申請受付期間 及び受付場所	令和8年10月13日（火）～10月30日（金）平日のみ 午前8時30分～午後5時 太子町役場 健康こども政策課（太子町保健センター内） ※各児童クラブでは受付不可

★利用児童の要件

町内の小学校に通学する1年生から6年生の児童で、次の要件に該当する児童が対象です。

- ・保護者が就労等していて昼間の時間が常に留守となり、児童の面倒をみることができない。
- ・保護者の疾病やその他の理由で、昼間に児童の面倒をみる者がいない。
- ・その他、町長が必要と認める児童。

注1) 児童が学校から帰宅し、保護者（父母・祖父母等）がいる場合は、対象になりません。

祖父母等の年齢等に関わらず、保育ができない状況であれば、その状況を書面にて提出してください。

注2) 育児休業中及び求職活動中は利用できません。また所得申告のない農業や勤務状況等によっては利用できない場合があります。

注3) 児童クラブの利用状況、児童の行動面や健康面、集団行動が不適当と認められたときは、利用をご遠慮いただく場合があります。

注4) 利用の審査では、低学年を優先に選考します。兄弟姉妹で利用を希望された場合、高学年の児童が利用できないこともあります。また、単年度の審査となりますので、継続して利用できない場合があります。

注5) 児童クラブの必要性が高い方が利用できるためにも、利用の状況の低い方には、利用をご遠慮いただく場合があります。

注6) 虚偽（申請内容・就労状況等）の申請をした場合、利用を取り消します。

注7) 土曜日利用については、全ての保護者（祖父母等を含む）が就労等により、児童のみで過ごすような状況が発生した場合に利用登録可能とします。

★利用期間

4月1日から翌年3月末日の1年間です。

児童クラブの利用は、1年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在利用されている方も引き続き翌年度の利用を希望される場合は、あらためて申請する必要があります。

★利用申請について

【注意事項】※必ずご一読ください。

- ・申請が定員を超えた場合は、要件に該当しても低学年及び必要性の高い児童を優先します。
- ・兄弟姉妹が利用していても、高学年の児童で保護者（祖父母等）がいる場合等、待機扱いとなる場合があります。
- ・希望する児童クラブに利用登録できない場合、他の児童クラブの利用をお願いすることがあります。
- ・利用登録しても出席率の低い児童が見受けられますので、家族でよく検討し、申請してください。
- ・児童クラブの送迎は、保護者が責任をもって行ってください。
- ・土曜日及び長期休業期間中は昼食持参となります。
- ・翌年度も利用を希望する場合は新たに申請が必要です。
- ・「放課後子ども教室」については、教育委員会生涯学習担当（☎72-1148）にお問い合わせください。

【申請書類】

（1）放課後児童クラブ利用申請書（両面記載）※児童1人につき1部

（2）家で児童をみることができない状況を証明する書類

※ 証明書等は、兄弟姉妹が同時に申請する場合、保護者1人につき各1部の提出でかまいません。

※ 保護者（父・母）及び年齢等に関わらず同居する祖父母につき、それぞれ提出が必要です。

※ 家庭の状況により、書類の追加提出を依頼することがあります。

※ 利用申請書の内容（住所、世帯構成、勤務先等）に変更が生じたときは、健康こども政策課へ申し出てください。

利用の要件	必要な書類
就 労	【外勤】 ・就労（予定）証明書 【自営業・農業】 ・就労（予定）証明書 就労（予定）証明書に加えて次のいずれか1点 ①開業届の写し ②確定申告書（第一表、第二表）の写し ③町民税・県民税申告書の写し 注）求職中・内職の方は、利用できません。
疾病・障害	・申立書 ・診断書 ・身体障害者・療育・精神保健福祉手帳の写し
介護・看護	・申立書 ・診断書 ・介護保険証の写し
出産 （産前・産後各8週まで）	・母子健康手帳の写し ※育児休業中は、利用できません。
そ の 他	・申立書 ・家でみることができない状況を証明する書類

★年度途中の利用申込

健康こども政策課（保健センター内）にて随時受け付けしています。

利用希望月の前月１０日（１０日が土日・祝日の場合は、その前の開庁日）までに申請してください。

ただし、空き状況により利用希望者の中での審査となりますので、必ず利用できるとは限りません。

受付場所：大子町役場 健康こども政策課（保健センター内） **※各児童クラブでは受付不可**

（注）期間を過ぎても申請を受け付けますが、期限内に申請した方を優先に審査します。

受付時間：土日祝日を除く平日 午前８時３０分～午後５時

★退所について

児童クラブの利用が必要なくなった場合など次に該当するときは、退所する１か月前までに退所届の提出が必要です。退所届が提出された月までは利用料が発生しますので、ご注意ください。

- （１）保護者が仕事を辞めたとき
- （２）保護者の疾患の治療が終了したとき
- （３）児童が転出した場合
- （４）育休を開始する場合
- （５）その他利用の必要がなくなった場合

★利用料について

（１）通 年 利 用 月額１，０００円

（２）土曜日利用 １日 ２００円

（３）長期休業利用 年額２，０００円

※ 要綱改正により利用料を変更する場合があります。

※ 通年利用の場合、利用しない月にも利用料がかかります。

※ おやつ代、傷害保険料等は別途負担いただきます。

※ 利用しない月にもおやつ代は原則徴収します。

※ 利用料、おやつ代は返納しません。

※ 退所される方は、利用しなくなる月の前月までに退所届を提出してください。

【利用例】

例	平日	土曜日	長期休業期間	児童クラブ利用料
例１	児童クラブ	児童クラブ	児童クラブ	月額１,０００円 ＋ 土曜日利用回数分
例２	子ども教室	児童クラブ	児童クラブ	年額２,０００円 ＋ 土曜日利用回数分
例３	子ども教室	利用なし	児童クラブ	年額２,０００円

★その他

（１）児童クラブの送迎については、保護者が責任をもって行ってください。

なお、児童クラブの預かり時間は午後６時までです。買い物等で遅くなるという理由は、認められません。交通状況によりお迎えの時間に間に合わない場合、必ず児童クラブへ連絡してください。

（２）児童クラブは、就労等により児童のみで過ごす児童を保護者に代わり見守るところです。仕事が休みのときや保護者がいるときは家庭での保育をお願いします。

（３）児童クラブの審査は、保護者の基準指数（学年、就労・家庭状況、利用率等）で審査します。基準指数は、保護者のうち低い方の指数を適用します。特に、利用定員数が超えた場合、前年度利用していても審査により利用できない場合があります。

各児童クラブ概要（令和８年９月１日現在）

※ 利用料の納入先は、各児童クラブになります。

【通年・土曜日・長期休業期間】

名 称	だいが放課後児童クラブ		
実施場所	だいが小学校内	所在地	大子町大字大子４６０
対象学年	小学１年生～６年生	定 員	１００人程度
開所日	通年 ※別記の閉所日を除く。		
開所時間	学校登校日 下校時刻～午後６時 学校休業日（土曜日及び長期休業期間を含む） 午前８時～午後６時		
閉所日	日曜日、祝日、お盆（８月１３日～８月１６日）、年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）		
特記事項	・だいが小学校児童は、<u>放課後子ども教室との併用不可</u>。 ・長期休業期間のみの利用は、通年利用の定員に余裕がある場合のみ利用できます。 ・非常災害や学校施設の都合等で閉所する場合があります。		
保護者負担金	・利用料（①通年 月額１，０００円、②土曜日 １日２００円、③長期休業期間 年額２，０００円） ※児童クラブに登録している間は、月に一度もご利用がなかった場合でも、ご負担いただきます。 ・おやつ代 ・傷害保険料 ・活動費 等		

【土曜日・長期休業期間のみ】

名 称	①ふくろだ児童クラブ ②みなみ児童クラブ ③大子西児童クラブ		
実施場所	①袋田小学校内（特別棟） ②上小川小学校内 ③依上小学校内	所在地	①大子町大字袋田１４５７－１ ②大子町大字頃藤５０１７－２ ③大子町大字下金沢２１７－１
対象学年	小学１年生～６年生	定 員	各３０人程度
開所日	長期休業期間（学年始、夏休み、冬休み、学年末）、土曜日、県民の日		
開所時間	午前８時～午後６時		
閉所日	日曜日、祝日、お盆（８月１３日～８月１６日）、年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）		
特記事項	・だいが小学校児童は、<u>放課後子ども教室との併用不可</u>。 ・学校振替休業日等は実施していません。 ・おやつは各自持参です。 ・非常災害や学校施設の都合等で閉所する場合があります。		
保護者負担金	・利用料（①長期休業期間 年額２，０００円、②土曜日 １日２００円） ・傷害保険料 ・活動費 等		

——— 放課後児童クラブに関するお問合せ先 ———

大子町役場健康こども政策課（大子町保健センター内） ☎ ７２－６６１１